

## 2 令和7年度指導監査実施計画

### (1) 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監査は、法人及び施設の適切な運営実施並びにより良い利用者処遇の確保を図るため、厚生労働省が制定した、「社会福祉法人指導監査実施要綱」「老人福祉施設指導監査指針」「障害者支援施設等指導監査指針」「児童福祉行政指導監査実施要綱」「生活保護法保護施設指導監査要綱」等に基づき、従来どおり根拠に基づいた客観性・妥当性のある指導監査を実施することとする。

指導監査の実施に当たっては、事業所管課における制度運用（日常業務としての助言・指導を含む。）を踏まえ、対象事業について計画的に指導・監査を実施することとする。また、関係各課と指導方法などを協議すること等により連携体制強化を図り、より良い指導監査体制構築の形成に努めていく。

### (2) 実施方法

#### ア 指導監査の種類

| 指導監査の種類 | 概要                                                               |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| 一般監査    | 実地監査を基本として実施する（２－（３）及び（４）参照）。                                    |
| 随時監査    | 調査・確認等が必要と認められる場合には、随時、実地監査を行う。                                  |
| 特別監査    | 一般監査の結果、運営等に重大な問題を有する法人及び施設、その他特に必要があると認められる法人及び施設に対し、随時実地監査を行う。 |

#### イ 一般監査における重点確認項目

効果的かつ効率的な指導監査を実施するため、「サービスの質の確保、利用者保護の観点等から重要と考えられる項目」及び「令和５・６年度の一般監査状況から重要と考えられる項目」を抽出し、次のとおり、特に重点的に確認及び指導を行う。

| 指導監査の項目     | 重点確認項目                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人運営        | ○評議員・役員の選任手続は適正か。<br>○法人が登記しなければならない事項について、期限までに登記がなされているか。<br>○評議員会及び理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。<br>○基本財産の管理運用が適切になされているか。                                                                        |
| 施設管理・支援（処遇） | ○直接支援に当たる職員等は配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。<br>○食中毒対策が適切に行われているか。<br>○保育所保育指針等に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。（保育施設のみ）<br>○保育所の職員による、障がい児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。（保育施設のみ） |
| 法人・施設会計     | ○社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理が行われているか。<br>○内部牽制体制（特に日々の現金管理体制）が確立されているか。<br>○運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。<br>○当期末支払資金残高を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。（保育施設のみ）                            |
| 確認監査        | ○利用定員や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例が遵守されているか。<br>○施設型給付費等の請求が適正に行われているか。                                                                                                                          |

ウ 監査結果通知の取扱い

| 指摘区分 | 内容                                                                                             |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文書指摘 | 法令・通知等の違反が認められる場合は、文書で指導し、改善結果の報告を求める。                                                         |
| 口頭指摘 | 法令・通知等の違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合は、次回の監査において改善状況を確認する。なお、「口頭」とはいうものの、事後の管理のため文書で通知する。 |
| 助言   | 法令又は通知等の違反がない場合でも、法人運営について資するものと考えられる事項については、助言を行う。                                            |

【改善指導に従わない場合】

文書指摘の指導を行い、定められた期限を経過しても改善が図られない場合は、社会福祉法第56条等の規定に基づき改善勧告、勧告に従わない旨の公表、改善命令、業務の全部又は一部の停止命令、役員の解職勧告、解散命令を行う。

(3) 一般監査計画 社会福祉法人

| 法  | 監査対象   | 対象総数 | 計画数<br>(実地監査) | 前年比 | 実施頻度  |
|----|--------|------|---------------|-----|-------|
| 社福 | 社会福祉法人 | 69   | 11            | -36 | 3年に1回 |

令和6年度は高知市所管法人の大半を占める「保育所運営法人」が対象であったが、令和7年度は「老人・障がい施設運営法人」が対象となるため、計画数は前年度比で減少予定である。

(4) 一般監査計画 社会福祉施設等

| 法         | 監査対象        | 対象総数 | 計画数 |    | 前年比 |    | 実施頻度  |
|-----------|-------------|------|-----|----|-----|----|-------|
|           |             |      | 実地  | 書面 | 実地  | 書面 |       |
| 児童福祉      | 母子生活支援施設    | 1    | 1   |    | 0   |    | 1年に1回 |
|           | 保育所(認可外除く)  | 82   | 72  | 10 | 0   | -2 |       |
|           | 保育所型認定こども園  | 6    | 6   |    | 0   |    |       |
|           | 家庭的保育事業等    | 17   | 16  | 1  | +1  | -1 |       |
| 認定こども園    | 幼保連携型認定こども園 | 5    | 5   |    | 0   |    | 計画的   |
| 子ども・子育て支援 | 特定教育・保育施設   | 111  | 26  |    | +19 |    |       |
|           | 特定地域型保育事業所  | 17   | 5   |    | +5  |    |       |
| 老人福祉      | 養護老人ホーム     | 2    | 1   |    | +1  |    | 3年に1回 |
|           | 特別養護老人ホーム   | 17   | 7   |    | +6  |    |       |
| 社会福祉      | 障害者支援施設     | 4    | 1   |    | +1  |    |       |
|           | 軽費老人ホーム     | 1    | 0   |    | 0   |    |       |
|           | ケアハウス       | 5    | 2   |    | +2  |    |       |
| 生活保護      | 救護施設        | 2    | 2   |    | +2  |    |       |
|           |             | 270  | 155 |    | +34 |    |       |

令和7年度は「老人・障がい・救護施設」が対象となること、また、前年度に引き続き特定教育・保育施設等への確認監査を実施するため、計画数は前年度比で増加予定である（特定教育・保育施設等への確認監査は、令和6年度から令和9年度までの4か年計画で実施予定）。

(5) 集団指導計画 特定教育・保育施設等

令和7年度は、令和3年度以降新たに確認を受けた特定教育・保育施設等に対して、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、事業所管課である保育幼稚園課と連携しながら講習等の方式で実施予定。